ザ・パスポート

73

帰国者の裁判を考える会
東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター気付 電話03(3591)1301
郵便振替 00120-2-398834「帰国者の裁判を考える会」

定価200円 年12回分 3000円

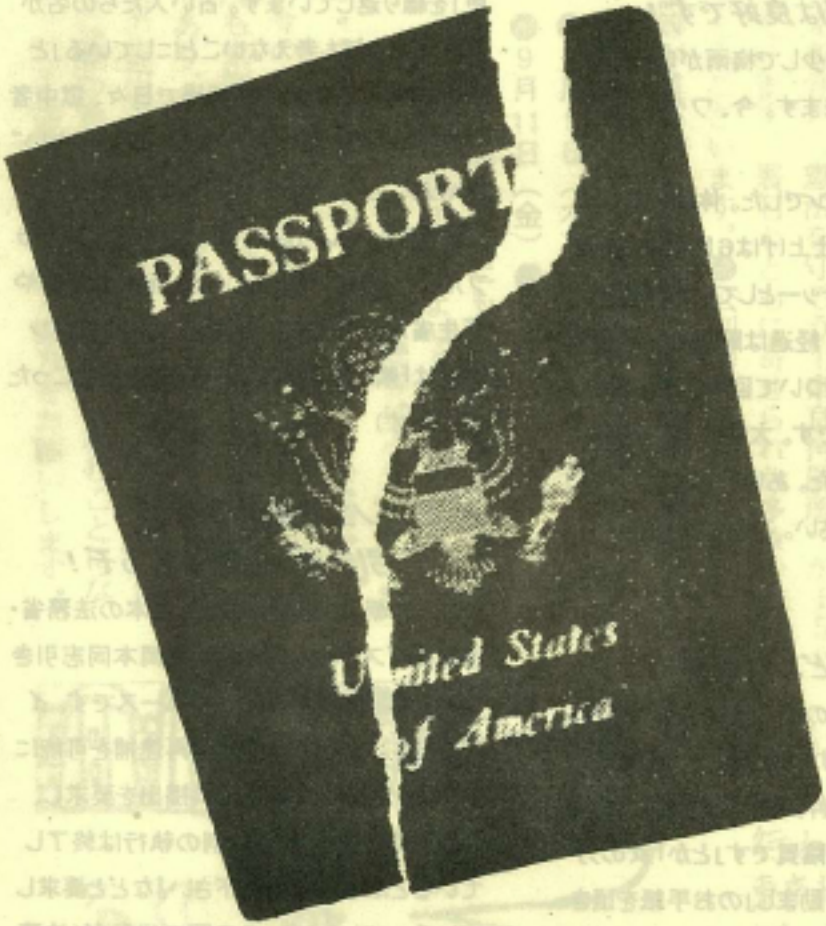

1998年7月4日発行

仲間達へ

1998. 6. 22

浴田由紀子

1. 術後の体調は良好です！

お元気ですか。もう少しで梅雨が明けてギンギラギンの夏が来ます。今、ワクワクしながら待っています。

今年の春はサンザンでした。体調を崩してしまったためです。仕上げは6月8日の手術です。今もまだ、クテッーとしている時間の方が長いのですが、経過は順調で、間違いなく日に日に体力もついて回復しています。あとは時間の問題です。大勢の方に励ましのお便りを頂きました。ありがとうございました。もう安心して下さい。7月には"フッカー！"になります。

2. 女区区長はどんな人？

ザ・パスの72号その他で女区におけるイジメ・イヤガラセに類する処遇について報告したところ、何人かの仲間達から「女性の刑務官と言うのは男より陰質です」とか「女の方がムゴイ」とかいう「励まし」のお手紙を頂きました。女性の名誉の為に言っておきます。一連のネチネチとしたイヤガラセ・イジメを繰り返しているのは女性の看守ではなく、れっきとした男（女区区長）です。区長がアレコレ思い付いては現場の看守達に指示を出してやらせたり、自らシャシャリ出てやっているわけです。現場の人々は逆に、「なぜこんなことをしないといけないのか分からない。でも命令だから仕方がない」という立場です。

この区長は、他の中間管理職より若いのですが、出世狙いなのか、独裁者になりたいのか、とにかく私たちの処遇だけではなく、看守のルーティンや配置に到るまで、古くから居る人々のやり方を無視する形での「変更」を繰り返しています。古い人たちの名かには、「もう何も考えないことにしている」と言っている人もいます。現場で日々、獄中者に接し、経験を積み重ねて来た人ではない"キャリア"という名の「何回も試験に受かったことがある」という以上ではない人間が"トラブル・メーカー"であることは、何も大蔵省や厚生省だけではないのです。（私の机バンバンは「隣に区長が隠れているから起こったこと」です）

3. レバノンの同志たちの引き渡しを阻止するぞ！

22日の朝日新聞によると、日本の法務省・検察がイスラエルに出向いて岡本同志引き取りを協議しているというニュースです。イスラエルに対して岡本同志再逮捕を可能にするリッダ闘争の証拠資料提出を要求し、『戦争捕虜としてすでに刑の執行は終了しているとは言わないで下さい』などと要求しているのでしょうか。この国の当局が（法務省に至るまで）いかに他国の主権・法律と国際法を無視し、侵害する人々であるのか、あらためて怒りに耐えません。

すでにイスラエルは岡本同志を85年の捕虜交換で釈放しました。その後、イスラエルはいかなる追求も行なっていません。それが国際法を守ることだからです。そのイスラ

エルにいかなる「経済的見返り」と引き換えに岡本同志の再逮捕への協力を迫っているのか。

今、ネタニヤフ政権は、パレスチナとの和平に反する反動的な強硬姿勢で米帝を含む世界の非難を浴びています。そのネタニヤフ政権を一人、日帝は「支え続けること」を条件にしているのでしょうか。レバノンやルーマニアにおいて、当局の一部を買収して主権を侵し、違法に身柄拘束を強行させた同じやり方で、今度は国際法にのっとって釈放された戦争捕虜に関して、国際法を無視した協力を迫っているわけです。(これが安保理常任理事国入りを目指すこの国の真の姿です。) 米帝の軍事力による世界支配に学んでこの国は「経済力」によって世界を支配し得るとでも考えているのでしょうか。絶対に許すわけにはいきません。

4. 我々はレバノン・アラブの人々の「岡本を守れ」という叫びは守り切れなかった・・・

レバノンの裁判に於いて、同志たちの刑が確定した今、彼らの身柄を巡る攻防はより流動的になり、様々な展開が可能になっています。アラブの人々の英雄・岡本とその同志たちを日本に居る我々の不十分の故に再び敵の手に捕らえさせることがあってはなりません。(85年の彼の釈放は、アラブ・パレスチナの人々の長年の死闘の上に勝ち取られました。そして97年、私たち日本赤軍の不十分の故に同志を守りきれず、レバノンの獄に捕らえさせてしまいました。レバノン・アラブの人々の「岡本を守れ」という叫びは守り切れなかった。日本赤軍への批判でもあると受け止めています。2度と同じ誤りは繰り返せません。)

多くの仲間達に、彼らの送還を阻止し、彼らの望む地への政治亡命、自由な生活が可能となるように、知恵と力を貸して下さるように訴えます。

送還阻止の訴えを在日レバノン大使館や、レバノン大統領にFAXや手紙、署名として届け続けるのはどうでしょうか。可能な限りの闘いによって、同志たちを守り抜きたいです。

持ち場からの闘いを共に！　ゆき子

(文中の小見出しは編集部が付けました)

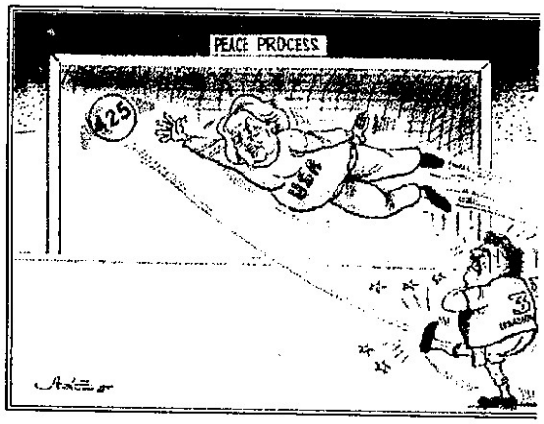

本誌12ページに掲載の日本赤軍5・30声明に関しては、「人民新聞社」などのご協力を得ております。

人民新聞のご購読は、

振り込み口座 00950－4－88555

本社: 大阪市港区港晴3－3－18 2階

06－572－9440 電話

06－572－9441 FAX

people@x.age.or.jp　E-MAIL

東京多摩支局: 立川市柴崎町3－6－3

風林舎内

一部150円・購読料半年間3000円。

「公訴事実に対して否認。言い換えれば、無実だということです」

西川純さん 地裁裁判傍聴記

'98. 6. 27 M

1. トラメガうるさいぞ！

6月16日午前09時、霞ヶ関にある東京地方裁判所前。官庁街のしかも通勤時間であるだけに、きちっとした背広姿が多い。合同庁舎前には、整理券・傍聴券を求め、裁判ごとに皆、長い列を作って並んでいる。そんな中で、とりわけ人目を引いたのは、トラメガを右手にぶら下げ、列の最先頭に立ち、ときおり、「柱側が民事の・・・、向かって左手は刑事の西川であります」と官庁街に似合わない騒音を立てる裁判所の職員。私は5分ぐらいの間隔を置き、がなり立てるその声に「朝から気分を害する騒音だな・・・。なぜ被告人の氏名に敬称をつけずに呼び捨てにするのだろう」と思った。

順番待ちの列は刑事で、しかも日本赤軍の闘争に関わる裁判で、なおかつ23年間、「クアラ・ルンプール米国総領事館占拠闘争」で彼が奪還され、「ハーグ闘争」に関する裁判が中断していたこともあり、マスコミ関係者が目立つ。

列の3番めに並び、辺りを見渡していると、再びメガホンががなり立て始めた。「整理券を9時40分ぐらいから配り始めます。整理券を配り始めると、列を離れることは出来ませんので、トイレなどに行きたい方は、早めに行ってください」と叫び始めた。「なんで、トイレに行くことまで、人に指示されなきゃならないんだ」ともう30分以上、待っているだけにだんだんむしゃくしゃしてきた。メガホンはふと静かになったかと思うと、地声でこそっと、列には並ばず列の先頭から10mぐらい離れた所から、ジロッと列に並んだ人を観察する怪しい背広姿の中年男性2名に向かって「警視庁の方ですね」と確認した。「なんで警視庁の野郎は順番待ちをしなくても良いのか？！」と奴等の立ち振舞いにかなり込み上げてくるものがある。「あんな仕事をしていたら絶対、人間が荒むよな」と一人で納得した。

「暴行を受け、強制送還させられた西川さんは怒りをどう静めて今、裁判の開始を待っているんだろう」などと思っていると、整理券が配布され、地裁刑事426号法廷にエレベーターを上がった。

2. 西川さんは元気だ！

法廷の前の通路には、棒状の金属探知器を持った職員が立ち、「どうぞ」とわざとらしい大仰なゼスチャーで一人一人、その棒を身体に当てていく。

今日のために用意した紙を挟むクリップ・ボードを手にし、周りを見渡すと、やはり報道関係の人々が同じ物を手にしている。「やっぱ、基本だよな」と一人で満足し、にやっとしてしまった。

法廷に入室すると、西川さんが登場。暴行を受け、成田空港に到着した際には、腫れてあがっていた目の周りも治っている。その

表情から若干、疲れが見えるが、内に闘志を漲らせている感じのする細身の二枚目だ。「ザ・パスポート」編集部として最後まで傍聴をしっかりしなくてはならない。「西川さん、頑張れ！」と叫ぼうとも考えたが、自制した。

3. 検察側は具体事実を明らかにしろ！

開廷前の2分間撮影が行われ、いよいよ開廷。裁判長は永井敏雄、顔が異様につるつるしている感じがする、言葉使いが事務的に丁寧な中年男性だ。両脇には、平塚浩司と長瀬敬昭が無愛想に座る。書記は、無表情に若干俯き加減に書記を行なう成田昌弘。

検察側はふざけた、にやけた顔が憎々しい西本仁久、ちょっぴり減量しないと今後の出世が危ういぞ田中宏明。対して、我らが弁護人。尾崎弁護士、上本弁護士、荒木弁護士が凛々しい。「弁護士は法廷に入るとびちっと決まってカッコイイ」と聞いてはいたが、予想以上にカッコイイな、などと余計なことを考えている内に、23年間中断していた、いわゆる「ストックホルム事件・ハーグ闘争」に関する公判手続きの更新が淡々と進む。

永井が黙秘権について告知し、裁判での発言も証拠になるので注意するよう告げ、「第一回公判起訴事実に補足することは？」と言うと、西川さんはゆっくりと顔を上げ、毅然と、永井に対し、裁判を始める前に言っておきたいこととして、「国外退去＝強制送還」のプロセスを指摘し、①ボリビアでの押収品の紛失がある点、②逮捕後に第三国への出国を希望したにも関わらず、それは認められなかった点、③ボリビアからの移送途中に官憲に取り囲まれ、自由を奪われた状態だった点、④同行した日本の警務官は在ボリビア日本大使館員以外、氏名を名乗らなかった点を挙げ、ボリビアでの逮捕からの送還経緯が全くの違法であることを明らかにした。

次に、起訴状に補足なしとし、ハーグ闘争での「共謀があった」とされている点を指摘し、「具体的にどのような共謀があったのか？を明らかにせよ！」と迫った。

続いて弁護人の尾崎弁護士が、「強制送還」の経緯に関し、①ボリビアで身体拘束後の在ボリビア日本大使館の対応は、邦人保護をせず、本人の意志である第三国への亡命を認めなかった点、②ボリビアから国外退去にされ、日本の空港へ連行される「空白」の過程には実定法上の法的根拠がなく、身体拘束された状態で送還されたことは違法ではなかったか？と強く指摘した。

起訴状に関しては、①以前の弁護を踏襲する、②奥平さんとの「共謀」が言われているが、共謀は事実になかった点を主張した。

その後、冒頭陳述・証拠品の提示に移った。

机の上に、旅券やピストル・弾薬・空薬莢、それにハーグ占拠闘争の際に、日本赤軍がフランス大使館の中から当局に提示したチラシか何かの裏面に要求を赤い文字で書いた紙が並べられた。これで午前の部、更新手続きを完了した。

4. 公訴事実に対して否認。言い換えれば無実だ！

午後は、検察側により、ダッカ闘争の起訴状が朗読されることから再開された。

弁護人は9点の求釈明を求め、丸岡さん他との共謀関係が挙げられていることに関し

て、「他の者の氏名を明らかにせよ！」と西川さんを除く4名についての氏名を示せ！と迫った。「西川さんはダッカ闘争の実行者でない」と理解していると主張した。これに対し、検察側は「ハスミ．．、カドアキ．．、ミヤマエ．．」などと使われた旅券名・自称にしか触れず、実行者の氏名を堂々と明らかにすることが出来ないことを自ら暴露する形になった。「本名は？」と執拗に迫る弁護側に対して、検察側は応答出来ない。永井がまるで助け船を出すかのように「裁判所では起訴に欠ける点なしとして次に公訴事実について．．．」と追求を逃げ、先に進めた。

ここで西川さんは毅然と、「公訴事実に対して否認。言い換えれば無実だと言うことです」ときっぱりと言い切った。

続いて証拠調べが行われたが、人称が明らかになっていないとして弁護側はいくつかの証拠に対して、これを不同意とした。また、最後に弁護側が「人称をいつ明らかにするのか？証人による立証の有無を含めて明らかにせよ！」と検察側に迫り、検察側が「なるべく早い段階で．．．」とだけしか応答できない場面があった。本当にいい加減な裁判だ！

最後に、同意になった証拠調べを継続していくことが確認され、今後の裁判日程が発表され、終了した。

西川さんは未だ接見禁止が解けずにいますが、元気で頑張っています。

皆で今後の裁判を見守り、西川さんを支えていこう！

☆☆今後の裁判日程のお知らせ☆☆

7月14日（火）425法廷 午前10時から
9月11日（金）425法廷 午前10時から
10月12日（月）　午後13時15分から
11月13日（金）　午後13時15分から
12月9日（水）　午後13時15分から

＜お知らせ＞

英語の先生・丸岡さんに叱られ
英語名称を変更！

THE SUPPORTING ASSOCIATION FOR TRIALS OF THE RETURNEES
略してS. A. T. R.
皆さん、サトルと気軽に呼んでね！！

＜読者からのお手紙の御紹介＞

「ザ・パスポート」71号を受け取りました。いつもありがとうございます。どころで日本赤軍は政治的に何か加えて頂けないでしょうか。今、世界中で特に日本において核融合炉を創ることに盛んになっています。これは、わずか秒速1000キロメートルの速さで原子核同士をぶつけるだけのきわめて安全なものです。これについてぜひ重信さんからのメッセージ欲しいです。丸岡さんたちが早く出獄できるようにと．．．。どうかしくお願いします。

1998年5月15日 プータ郎ラビットより

レバノンで上訴棄却！

98.6.27 M

1. ベイルートで日本赤軍5人の上訴が棄却され、「禁固3年・刑期満了後の国外退去」の判決が確定した。

6月3日にレバノン破棄院（最高裁に相当）は昨年7月のベイルート地裁で偽造旅券使用・不法滞在などに対し「禁固3年・刑期満了後の国外退去」の判決を受けた日本赤軍の5人の上訴を、「（7月の）地裁判決は正確で再審理の余地はない」とし、弁護側が提出していた12項目に渡る上訴理由の全てを退け、棄却した。

2.「彼らは刑期満了後に日本へ引き渡される」（在レバノン日本大使・堀口は6月9日、現地マスコミに語った）

レバノン外相ブエズ（スンニ派）との会談の後の6月9日、在レバノン大使である堀口は、現地TV局（フューチャー・テレビ、ハリーリ首相系列）のインタビューに応え、「両国間には身柄引き渡し条約はないが、5人の日本への引き渡しは可能である。」と発言し、更に続けて「70年代に世界中で日本赤軍が犯した罪への罰は、日本の司法当局がこれを決めるであろう」と、強制送還への十分な自信とその後に展開されるであろう裁判への意欲を見せた。

日本側の強気な発言と対照的にレバノン側は発言者は特定せず、「レバノン当局者」とだけの紹介で、6月13日（土）に「レバノンの法律では5人はきっちりと彼らの刑期を務め、その後に引き渡し要求についての検討は為されるであろう」というコメントがあったことを紹介している。また、レバノンの英語新聞デイリー・スター紙も同様の発言を紹介し、リッダ闘争の戦士・岡本さんの引き渡しにレバノン側は消極的な様子を見せたと論評している。

3. 法務・警務当局が岡本さん引き取り準備でイスラエル側と協議

6月17日のマスコミ報道では当局者のイスラエル派遣に関して、「イスラエルで起きたテルアビブ国際空港乱射事件（1972年）の実行犯で、捜査当局では殺人容疑の国外犯として、レバノンに岡本さんの身柄引き渡しを求める方針だ。このため今後の捜査・公判維持には、事件のあったイスラエル側の協力が不可欠で、今回の派遣は、同事件に関する証拠資料の提供などについて、イスラエル当局の意向を探るのが主な目的とみられる」と報じた（読売新聞17日）。

4. イスラエル当局は資料提供に協力を約束

21日の時事通信は「イスラエル入りした法務・検察と警察当局の担当者は21日、イスラエル法務省のカーハン国際局長らと協議し、証拠資料の提供など、イスラエル側の協力を求めた。これに対し、同局長は"出来るだけ協力したい"と述べた」と報じた。

あらゆる取り組みで彼らの強制送還を阻止するぞ！

アムネスティ・インタナショナル宛の要望書

（以下は、私達帰国者の会が、アムネスティ・インタナショナル本部宛に出した要望書の抄訳です。同要望書は、監獄人権センター設立３周年を記念して、６月２７日に開催されたアムネスティ・インタナショナル国際事務局員の方の講演会にて手渡されました。

「アムネスティ・インタナショナル国際事務局は昨年１１月１０日に<日本における外国人被拘禁者に対する虐待>と題する調査レポートを公表し．．日本における死刑問題、刑務所における保護房、皮手錠問題等に関するレポートを作成中で、６月に発表が予定されています。．．」（同講演会のビラより抜粋）

要望書

１９９８年6月２７日

帰国者の会：港区新橋２－８－１６石田ビル４Ｆ
救援連絡センター気付け

アムネスティ・インタナショナル本部殿
国際事務局　マーク・アリソン氏
国際機関アドバイザー　メル・ジェイムズ氏

要件：岡本氏の件
死刑判決を受けるであろう岡本氏を日本へ送還しないよう、レバノン政府に対して呼びかけて下さい。

国連人権宣言５０周年にあたり、私達ＳＡＴＲ（帰国者の会）は、世界中で普遍的な人権が実現されるよう、心からの支持を表明します。

岡本氏は、日本に送還され、刑法5条（同封のものを参照して下さい）に基づいて死刑判決を受ける危険に直面しています。これは単なる可能性ではなく、酷い現実性のある問題です。日本政府は７２年頃、岡本氏に対して殺人容疑で逮捕状を出し、以来、彼を裁判にかけ処刑しようとしてきました。

東アジア担当のピエール・ロバート氏が丸岡修氏の手紙に返信を下さった（９７年7月8日付け）様に、皆さんがこの件をフォローして下さっている事を確信しております。ですから、日本政府が、イスラエルに対しては警察チームを送り込んで関連書類の提出などの協力を求める一方、レバノン政府に対しては、岡本氏の引き渡しの圧力をかけている事はとっくに御存じでしょう。岡本氏は、イスラエルの獄中で拷問をうけ１３年間もつながれておりましたが、８５年に、ジュネーブ協定に乗っ取って行われたパレスチナ人戦犯釈放で解放されました。

人道的見地から、そして、ノン・ルフールマンの原則に則って、皆さんが、あらゆる公式ルートを通じて岡本氏が日本に引き渡されぬようアピールを出して下さることを確信しております。

御返事と迅速な行動を待っております。

①マーク・アリソン氏
アムネスティ・インタナショナル国際事務局。日本、韓国、朝鮮スペシャリスト
②メル・メイムズ氏
前同事務局、国際機関アドバイザー。現在は、イギリスの弁護士会の国際問題担当事務局。
③ノン・フルールマンの原則
国連の「難民の地位に関する条約（難民条約）」（１９５１年採択、１９５４年発効。日本は８１年加入、８２年加盟）
「難民を迫害の待つ国へ送還してはならない」という規定（３３条）の事。

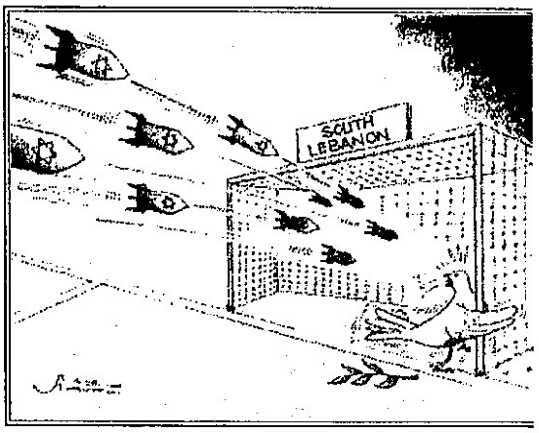

社会人一年生＜４＞

吉村和江

１９９８年６月２５日（木曜日）曇り

今日は給料日。嬉しいけれど、現金で欲しい気がします。そういえば、父の給料日も２５日でしたっけ。父はどんな気持ちで給料袋を家に持ち帰り、母がどんな気持ちでそれを受け取っていたのだろうか？

明日からは、就職６カ月目に入るので、ますます力が入ります、と言いたいのですが、木曜日となると、疲れがたまって．．．ヒールマーク落としも何となく進みません。でも、何とか、階段と身障者トイレの掃除はやりました。が、あちらを立てれば、こちらが立たずの通りで、どうも、トイレの汚れ落としがお留守になっています。このままでは、７月は、「あのぅ、トイレも磨いてね」と言われてしまいそう。困ってしまう。

さて、仕事は楽しい事、嬉しい事も盛りだくさん。特に楽しいのは、午後の教室掃除で、教室が空くのを待ちながら、３階のベンチに班員４人が腰掛けて、ああでもない、こうでもないとおしゃべり。毎日の仕事の具合、健康の話し、学生のファッション、マナー批評等々。

この間は、実に傑作なというか、口をあんぐりというか、そんなエピソードがありました。

６月の第１週位にある教室の掃除に入ったら、あろう事か、小型のクッションが忘れられていました。かなり使い込んであり、汚れています。班員４人は、「このクッションは、きっと、眠るのに使うに違いない」という意見と、「いや、いくら何でも。きっと、痔が痛いか何かで、クッション本来の使用方法なのに違いない」という意見とに分かれました。私は、後者の意見。数日は、「あのクッションは、一体何に使うんでもちこんだものかねぇ」と言い合いましたが、結論はでませんでした。

そして、２週間後。その教室の前で、講義の終わるのを待っておりましたら、１人の男子学生が出てきまして、彼が愛しそうに抱えているのは、もしかしたら、あのクッション？めざとく見つけた班長は、「ほら、あれ！あのクッションだよ。」「どれどれ？あーら、あれだ。どうするのか、聞いてみようか？」「いやいや、気を悪くするかもしれないから、ほっとこうよ」。なんて、私達がひそひそ話をしているのを見て、その男子学生がつかつかと、顔面笑みを浮かべて、やってきて、「あ、有り難うございました、届けて貰って。昨日、学生課に取りに行ったんですよ。これがないと、困るもんで」。そう、良かったね。が、謎はまだ解けない。それで、班長が、「それ、何に使うの？」と聞いたものです。すると、彼は、にっこりして、「いやあ、これがないとね、僕、眠れないんです。授業中に眠くなったら、これを机の上に出してね」との事。なるほど、枕がないと眠りにくいものですし、枕が変わっても困るものですが。何も、これ見よがしに、堂々と寝なくても。謎は解けましたが、「良いのかな？」という気持ちになりました。私が先生なら、眠くなったら出て欲しいし、眠くならないような授業を心がけるでしょうが、平成の学校は違うのでしょう。

「学生と職員には腰を低くして」と言われておりますし、一応、掃除のプロですから、どんなに汚されても、顔には出さずに、ひたすら掃除する私達ですが、中には、小言を言いたくなるときもあります。そして、中には、大声で小言を言って、危ない思いをした人も。

その叔父さんは、部室のあるビルのゴミ集め担当の人で、毎日、本当に嫌になるほど酒瓶やらのゴミがでるそうです。トイレも毎日嘔吐物で汚されているので有名なビルです。ある時、腹に据えかねた彼が、ゴミを集めながらぶつぶつ言っていたら、突然、ある部室のドアが開いて、「おい、オヤジ！何か文句あるのか！」と１人の男子学生にすごまれたとか。彼は、「いいや、独り言だよ」と、その場を切り抜けたそうで、以来、彼はそのビルでの独り言を止めたそうです。

そんなこんなが毎日あって、本当に退屈しない職場であります。また、班員の１人がいつも言っていますが、周囲に若者の群を見ながら、というか、若者に囲まれた職場ですから、刺激があって、ぼけるヒマがない職場でもあります。

死刑が執行された！

6. 26 M

1. 死刑執行は許されないぞ！

各団体・個人が様々に死刑制度廃止に向けた声を挙げ、色々な取り組みが為されていた間断をすり抜けるようなタイミングで、死刑執行が為されたことを怒りをもって報告します。この「国家」の名を借りた殺人は、いかなる立場からも許されるべきものではない！

2. 下稲葉法相就任以来初めて

（朝日新聞より）

6月25日、東京拘置所と福岡拘置所で3人の死刑囚に刑が執行された。昨年9月に下稲葉耕吉氏が法相に就任して以来初めての執行で、松浦功・前法相時代の昨年8月初めに永山則夫死刑囚（当時48）ら4人に執行されて以来となる。

3. これまでの死刑の執行

（朝日新聞より）

国内での死刑執行は89年11月から3年4か月にわたって中断されたが、以後は93年に7人、94年に2人、95年に6人、96年に6人、97年に4人と毎年執行されている。

＊是非、今回の死刑執行について読者の皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

非常に残念ですが、次のページに御紹介した東京拘置所への申し入れ行動をおこなった1週間後に死刑が執行されました。編集部は怒りをもってこれを受け止め、今後ともあらゆる死刑に反対し、死刑制度廃止に向けた取り組みに協力していきたいと考えています。読者の皆さんのご意見を！

「死刑」から高橋和利さんを取り戻す会

6. 20集会報告 HA

事件発生から10年。「鶴見事件」で冤罪のまま95年に死刑判決を受けた高橋和利さんを支援する仲間達が、支援組織の発足集会を6月20日開きました。

司会を務めるIさんは新聞で高橋さんの冤罪のことを知り、「冤罪は誰にでも起こり得る。人ごとではない。捜査や取り調べのあり方を考え直す必要がある」と自ら立ち上がりました。判決の矛盾点や自白を強要された取り調べの様子が寸劇で演じられ、事件の経緯、性質などがとても分かり易く報告されました。作家の中山千夏さんは講演で、「人間はだれしも幸せになる権利がある。その基本的人権を誰であろうが侵すことは許されない。死刑とは、個人、その基本的人権を全て抹消してしまうあってはならない行為。冤罪などもっての他です」と、死刑制度について語られました。（「ヒットラーでも死刑にしないの？」中山千夏著、に詳しく書かれています。）

死刑廃止について考える時、プラスマイナスだからこうだと決め付けるよりも、基本的なことを自分に引き付けて考えることが大切なのではないでしょうか。

死刑執行阻止！！東京拘置所への申し入れ行動報告

6月19日に死刑執行の予想がされていたため、「東京拘置所のそばで死刑について考える会」では6月18日に死刑執行阻止の要望書を東京拘置所に手渡しに行きました。初めての試みではなかったのですが今回は拍子抜けするほどあっさりと受け取ってくれました。これも世論が死刑制度反対の意見に傾いてきているからではないでしょうか。

「要望書」

昨年12月、それまで4年間、この時期に行なわれてきた死刑執行がなかったことは、「死刑執行を中止してほしい」という日本国内での多くの声や、国連人権委員会から日本政府への勧告が聞き届けられたものと、私たちは評価しています。しかし日本に死刑制度がある以上、いつまた、執行がなされるかわからないという不安と危惧を抱かざるをえません。

死刑執行の是非については、死刑囚、被害者の立場からだけでなく、直接執行を命じられる刑務官の側を含め、さまざまの角度からの論議が高まっています。とりわけ長年にわたり、日々死刑囚と接し、気持ちも通じあってきた拘置所の職員が、「業務命令」ひとつで自らの手で、ある日突然、彼らの命を絶たねばならないのは耐え難いとの証言も相次いでいます。死刑の執行が冤罪回復や再審の可能性を奪う取り返しのつかないものであり、犯罪の抑止はおろか何の解決にもならないことは、他ならぬ拘置所の職員の皆さんが、いちばんよく知っているはずです。

さる5月13日の衆議院法務委員会で、この点についての質問がなされたとき、下稲葉法務大臣は「私も元刑務官の方から手紙をいただいたことがある」「死刑に代わる刑罰について考えたこともある」と答弁しました。死刑執行の最高責任者である法務大臣ですら、迷いを表明しているにもかかわらず、ただひたすら「法秩序の維持」だけを根拠に死刑を執行しつづけることは、大きな問題です。　拘置所長の権限により法務大臣に対し、個々の死刑囚についての正確な報告をするとともに、少なくとも上記の議論が尽くされるまで死刑執行を中止するよう、心から要望します。また、死刑囚の処遇についても、現在のような外部との交通を極端に制限するやり方を改めるよう、要望します。

なお、そばの会では、ビデオを観ながら死刑について考える集いを行ないます。

7月18日(土) pm6:00～ 綾瀬プルミエ・和室

（足立区勤労福祉会館・綾瀬駅西口そば）

1994年に東京拘置所で死刑を執行されたAさんが犯罪にいたった経緯をとりあげた「女神の天秤」という番組を観る予定です。出演された家族の方にも来ていただきます。是非ご参加ください。

☆5．30声明 新しい時代の新しい戦いを共に！ 1998年5月30日

1.

1972年、5月30日のリッダ闘争から26年目を迎えています。

「抑圧された人民のヒューマニズム」として武装闘争宣言されたリッダ闘争から数えて26年。幾多の戦い、幾多の犠牲を経て、アラブ、パレスチナ、レバノンの戦場は、平和を戦い取る戦場として、今もまだ、幾多の血が流されています。世界は変わり、新しい生命が生まれ、世代が代わっても、イスラエルの占領の事実が正されない為に、アラブ、パレスチナ、レバノン、シリアの被占領地では、人民の生活の困難と苦しみを解決出来ずにいます。

しかし、一方、占領者のイスラエルは、47年国連決議によって分割されたイスラエル、パレスチナの境界線すら歴史の彼方に忘却し、その何十分の1のパレスチナの建国すら認めず、今年イスラエル建国50周年を「悲劇の民イスラエルの建国祝賀」として祝っています。

イスラエル建国以来、アメリカは一貫して「中東に於ける唯一の民主主義国家」としてイスラエル政府への支援と保護を繰り返して来ました。アメリカ政府は、アメリカユダヤ資本、ユダヤ国際金融資本が自らの生命線である為に、イスラエルに対する公正を欠いた後ろ盾として、軍事的経済的同盟を軸に中東に於けるイスラエル優位の下での中東支配を作り上げてきました。

アメリカ政府は、ソ連東欧崩壊後、対抗勢力の喪失の下で、湾岸戦争を梃子にイスラエル優位の経済中心の中東支配の枠組みとして「中東和平」を目指しました。それは又、国際金融資本の要請であり、グローバル支配の為の新中東秩序形成として問われた為です。

イスラエルの中にも、パレスチナの中でも新しい時代を和平を軸に再編しようとする分化が生まれました。平和の代償として、占領中のアラブの土地の一部を返還しながらその再編を目指すラビン首相は暗殺され、土地を返さず、難民帰還を許さず、これまで通りの支配を目指す右派ネタニエフ政権の下で和平が中断されたまま、イスラエル建国50周年が演出されました。

「道理」に合わないネタニエフ政権のやり口は、経済的軍事的特権を握りしめた力による政治支配として、中東に於ける采配を振うアメリカにとってすら、いまや桎梏となっています。

アラブ、パレスチナは、被占領地の返還を出発点とする、包括的な中東の和平を目指し、今も対峙を強いられています。しかし、自国の経済再建と引き替えにアメリカや日本の資本流入や借款を求める勢力は、望むと望むまいと目先の利害の解決の為に、包括的で公正な和平の実現の展望に見切りをつけ、一歩一歩妥協を強いられています。それらが又、アラブ、パレスチナ内部の矛盾と対立を醸成し、その結果、もっとも希望を与えら

れる資格のある人々に困難と犠牲を強いています。

難民キャンプは和平交渉の始まりによって国連の救済活動、医療活動が縮小され、益々厳しい状況にさらされ、又、いわれも無く土地や住居を奪われたレバノン南部住民は難民生活を余儀なくされています。こうした中で、岡本同志をはじめとするJRA同志達のレバノンでの逮捕劇が発生し、現在の中東の攻防を反映したそれで有るが故に、日本警察の「JRA＝テロリスト」演出にもかかわらず、広汎なアラブレバノン人民勢力の支援の中で今も獄中で戦っています。レバノン・パレスチナの人々はJRAをパレスチナアラブ人民のために戦った戦士としてJRA支援委員会を結成し獄中のJRA同志達を支援しています。

私たちJRAは、中東の包括的で公正な和平実現を支持し、和平を求めてイスラエル占領に対して戦い抜く、アラブ、パレスチナ、シリア、レバノン人民の戦いを支持し、そして、その戦いの途上で逮捕された岡本同志をはじめとするJRA同志達の現状復帰を求めます。

2、

1972年、連帯を求めた私たちの戦場は、アラブーイスラエルの戦争下で始まりました。リッダ闘争は、アラブイスラエルの国家間戦争の狭間で人民戦争を闘うパレスチナ勢力と共に、イスラエルの軍事占領に対して遊撃戦として闘われました。

「ディールヤシン作戦」と名付けられたリッダ空港への戦闘は、イスラエルの占領によって、村ごと虐殺された、ディールヤシン村の名の栄誉と復権の誓いとして闘われました。パレスチナで日々起こっている虐殺と抑圧、イスラエルの不当な占領の現実を世界に知らせ、パレスチナ解放の希望を指し示すものでした。

パレスチナからはるか離れた日本の若者が、共通の敵に対し、アラブパレスチナ人民と共に、解放の利害を分かち合うことが出来ると言う国際主義の自己犠牲的な実戦は人民戦争の新しい地平を築きました。「リッダ闘争に続け！」を合い言葉にアラブ、パレスチナの若者たちも、離れた世界の戦場の戦士も駆けつけ、アラブ政府の支持の下で人民戦争は果敢に闘われました。そして73年の第三次中東戦争でのアラブ人の勇敢な戦いに結びついていきます。

私たちにとってリッダ闘争はもう一つの意味をもっていました。それは日本国内で起きた連合赤軍事件ー「つもり」の革命の為に尊い同志を殺してしまったーに対して、身をもって国際主義を実践することによって、その克服の方向をめざしたということです。連合赤軍事件という巨大な過ちを見た以上、戦争下であれ、人命を奪う以上、自らの命を又捧げる事によってしか、戦いを日本に伝ええないと言うリッダ戦士たちの志は、連合赤軍事件の克服を決死作戦によって一歩でも切り開こうとしたのです。作戦戦術的にはアラブパレスチナの戦争下の要求と現実に沿った闘いで有った為に望むと望むまいと非妥協な闘いとして有りました。

アラブの地での戦闘勝利の興奮の渦と裏腹に、日本では、リッダ闘争を連合赤軍と二重

写しに報道したマスコミの大合唱の前で、戦争行為としてでは無く、人殺しのならず者行為として人々に顕動された結果になりました。

3、

リッダ闘争を経た70年代の私たちの闘いは、武装闘争の連続的実現と、実現を通して自らを疑い、日本の中から培ってきた60年代的武装闘争の放棄、革命への関わりへの根本的転換の闘いとしてありました。

「武装闘争こそが、抑圧された人民の最良のプロパガンダである」として、自己犠牲精神に基づいて私たちは国際主義連帯の武装闘争を継続しました。

パレスチナアラブ人民のために、そして又、ベトナム人民に連帯する戦いも担いました。

一つ一つの戦闘で勝利しながら、「自己犠牲的に闘っている」という事を自己肯定し、自分たちこそが正しく、自分たちこそ闘っているとして、自らを捉え返す事なく戦い続けました。何の為に闘い誰の為に闘っているのかを見失いかけていたのです。75年、同志の被逮捕と自供が契機となって、私たちは根本的に考えを改める機会を与えられました。一つ一つの戦闘に勝利する分、「強い」と自惚れていた私や私たちは決して強くない、外因のせいにしたり、他者を批判する事によってしか自らの立脚点を持っていない自分たちのあり方を捉え返しました。

革命家の勇気は、銃を持って闘うよりも、自らの誤りを認め正す事が出来るかどうかだと気付き始めたのです。

建前や「強さ」で出会っていれば、どこかで競争し、虚勢を張り、その虚勢の分は戦場で命を失う結果をもたらします。本音で、有るがままのお互いを認め、弱さを知り、共に弱さを克服し助け合う兄弟の様な間柄を同志として再発見するところから始まりました。

戦いの主体はあくまでも人々、人民であり、これまでの党と人民の関係を転倒させて考える様になりました。

そして、階級の責任は一つしかないという事を改めて発見したのです。

革命の失敗は、あれはどこどこの責任だとか、あれは誰々の問題だとか是非をつける事にあるのでは無く、正しさを主張することでも無く、失敗を自らの失敗として補い合い前進させる責任を共有しています。どの様なジンテーゼを持ち、人々の新しい社会への変革に、どう革命家として関わっていくのか、いわば立場観点の捉え返しでした。この立場、観点の転換は、これまでの武装闘争を自己目的化した自分や自分たちの闘いのあり方を批判し、人民主権に役立つ自己批判ー自己革新を基軸とする綱領、組織の再出発を導きました。

4、

80年代に於ける私たちの闘いは、時代の人民戦争路線から国家外交路線へと転換する攻防の力関係の中で、ヒューマニズムを軸に、人民主権、人民連帯の形成に向けた戦いを自国の闘いを軸に形成しようとした時期としてありました。

1982年、レバノンへのイスラエルの侵攻包囲の下、アラブ、パレスチナ、レバノン解放勢力と共に、人民戦争を戦い抜きます。
82年のイスラエルのレバノン侵略下、傀儡右派キリスト教政権保護の為にアメリカ、フランス駐留軍がレバノンのへの侵略軍に加わりました。地下ゲリラ戦闘がアメリカ軍百数十人の爆砕、フランス駐屯地への爆破と、イスラエルとその同盟侵略軍を撤退させるまで続きました。戦闘は、解放勢力に団結を導き、レバノン、パレスチナ勢力によるイスラエル侵略軍兵士の捕虜を武器に、85年、岡本同志を始めとする獄中戦士との捕虜交換が行われました。捕虜交換リストの一番目に要求されたリッダ戦士岡本の解放をよしとしないイスラエル政府は、岡本同志の代わりにあと100人のパレスチナ戦士を釈放してでもリッダ戦士の釈放を拒み続けました。捕虜交換が白紙に戻され、暗礁に乗り上げましたが、アラブパレスチナ側の不退転の交渉によって岡本同志を始めとするパレスチナ戦士たちが解放され戦場に帰還しました。捕虜交換による同志の帰還の実現はパレスチナアラブ人民に勇気を与え、私たち自身も国際連帯の基盤を広げ、国際政治宣伝活動を強化しました。
同時に82年のレバノン侵略戦争の様々な攻防は、今後の戦いの展望が人民戦争路線から国家外交路線へと転換せざるを得ない国際、中東の解放運動の力関係の転換を孕んでいました。
更に、アフガニスタン侵略に始まり、ゴルバチョフ路線によるイデオロギー連帯の放棄と資本主義市場への共存戦略は、ソ連東欧の崩壊を予兆させていました。又、レーガンの武装革命勢力に対するテロリストキャンペーンによる解放運動解体策動が暴力的に展開され続けました。
国家間政治の展開の力の前で、国家権力を持たない人民解放勢力の新しい戦いが問われました。解放地区を持たない国際ゲリラ戦術は、あくまでも攻防総体の力関係の弱い環に政治的に対峙する軍事戦術である以上、戦いの有効性を持ち得ないばかりか、国家外交による攻防を強いられる反帝民族主義政権と、解放勢力の間に楔を打ち込もうとする敵の攻撃にとって有効な闘い足り得ない時代を作り出していました。
国際ゲリラ戦に代わって、生活の場を闘いの場とする、被占領地に於けるエンテファーダ＝恒常的蜂起の闘いが石礫の戦いとして始まります。
私たちは、イスラエル侵略下の戦場で、一方に国際連帯の日常的な闘いと共に、日本の闘う人民、友人、同志達との再団結を求めて、一個二重の闘いを続けました。私たちの役割を、徹底した平和実現主体として、エンテファーダに呼応した運動へと歩み始めました。時代も又、軍縮ー平和を闘い取るそれぞれの人民を主体として、人民に根ざした国際連帯運動を求めていました。

5、
90年代の闘いは、攻防に制約されながら、局地戦と平和攻防の中で、グローバリズムに対抗した人民連帯の拡大、政治的社会的な各国の主体再形成を目指しました。それは又、「テロリスト」攻撃にさらされた私たち

や、他の国の闘う人々自身の真の戦いの意志を復権させる再生の戦いでも有ります。
ソ連東欧の社会主義の崩壊に始まる90年代は、湾岸戦争を経て、アメリカを中心とする帝国主義勢力による一極支配、グローバリズムの一元的支配を急速にもたらしました。アメリカは多国籍資本の自由を保障する市場と、その上部構造となる複数政党制を基準としながら、各国内の「西側派」に直接間接に物質的支援を通して新世界秩序の形成を急ぎました。
湾岸戦争を経て、各国は、アメリカの強権を苦々しく思いながらも、これまでの様に敵対せず、国際的な流れに協調しながら攻防を繰り広げる時代になりました。いわばアメリカ型グローバリズムの進行の中で、様々に多様な方法でアメリカに対峙し、アメリカの横暴に抗し、公正な国際秩序の形成に向けて闘っています。そして、益々強権化するアメリカの性急なやり口は、人民レベルの反対みならず、帝国主義国家間ですら同調されないものとなっています。
私たちは、人民の戦いの側から、各国の闘う主体と共に、人民主権を求めて人民の参加拡大による民主主義の徹底、社会運動、環境問題へと、グローバル支配に抗したグローバルな対抗勢力の形成を模索し続けてきました。パレスチナに於いても恒常的蜂起ーエンティファーダから、「土地と平和の交換」として、パレスチナ建国を巡ってイスラエルーパレスチナの攻防へと引き継がれています。グローバル支配に抗し、自らの秩序をうちたてる為に、解放勢力も、革命勢力も又、人民の生存の闘争、暮らしと環境に至る、社会運動を通して各国の人民主権を実現する「ありきたり」の地域現場に根ざした戦いを一方に、国際金融資本を始めとする多国籍資本の自由を拡大するIMF、世界銀行、WTOなど超国家機関の公正化と民主化を目指す戦いと結び合いながら戦いを育てています。

6、
今、21世紀の世界の姿が見え始めています。国家が半国家へ、これまでの国家が「国際基準」の名においてアメリカ式の基準に制約され、各国主権の制約された半国家へと変わろうとしています。
自国の有りようを決定する力は、最早、より大きな外部勢力によって規定されようとしています。
アジア通貨危機は、その事を示す一つの出来事でした。それは、暴利をむさぼる短期資本の急激な移動という、悪辣な金融資本による架空資本操作の策謀によって、アジア各国国民経済が解体再編され、アメリカ基準のグローバルズムの支配構造に組み込まれつつあることを意味しています。これまで欧米に対して独自性を保持するアジア、特に日本が主唱したアジア通貨基金構想などのアジア経済圏の形成を阻止する狙いがありました。さらに日本そのものをアメリカを中心とするグローバル独占資本の支配下におこうとする策動が展開されています。グローバリズムは競争を激化させ、最も力の有る勢力の下に、帝国主義国家をも半国家化していきます。

ソ連・東欧の社会主義諸国体制の崩壊は、これまでの反ソ反共の帝国主義の制約をとっぱらい、資本の横暴をより自由にし、社会保障を大幅に削減し、労働者勤労者の民主的権利を奪い、第三世界や旧社会主義諸国においては、市場化の前で、著しく生存が脅かされています。資本の気ままな動きによって破産した資本不足の国は、IMF・世銀の支配下におかれ、外国資本の参入の自由と引き替えに、国内の経済社会構造の破産と再編を強いられています。

世界と世界人民にとってアメリカ型のグローバリズムは、世界の国家の二極化、各国人民内での二極化を極限的に進めるものです。IMFや世銀の経済構造調整政策は、一方の貧困を必然化させ、他方における富を増大させる政策であり、強いものをより優遇し、弱いものをより弱める地球支配としてあります。さらに、グローバリズムの世界支配とそれに伴う国際競争の激化は、限り有る地球の破壊をもたらしています。森林破壊、海水や湖水汚染・河川汚染なども世界の「工業開発区」で急速に進んでいることが報告されています。アメリカの財務副長官のサマーズのいうように「公害産業は経済コストの低い第三世界にうつすべきである」というのがグローバリストの立場です。しかし、地球には限界があり、第三世界の環境破壊は帝国主義国家の環境をも破壊に導いています。

現在進行中のアメリカ式のグローバリズムが進む限り、21世紀を人類史上かつて無い拝金主義の非人間的な世界に結果させるでしょう。

7、

現日本政府は、アメリカとの永久的な同盟によって、アジア、世界の人々に敵対する日本の進路を進んでいます。

80年代後半にバブル経済を謳歌していた「ジャパンアズナンバーワン」としての繁栄は、踊らされた一時的繁栄であった事が明らかになっています。今や、日本の支配階級自身がアメリカの独占資本の強圧的支配志向に対して戦々恐々としており、右往左往しています。一方、EUは独自の通貨圏へ向かっています。世界で、横暴なアメリカの押しつけに対し、嫌米、抗米、反米の波が様々な姿、形で登場し始めています。世界的視点で見れば、EUの登場によって、相対的にドルの国際基軸通貨の位置を後退させられるアメリカにとって、ますますラテンアメリカとアジア、特に日本を取り込めるか否かが21世紀にアメリカが覇権を維持できるか否かの要となっています。そのことは、あからさまに「日本併合論」とか「日米自由経済圏構想」として宣伝されています。

アメリカの外交評議会の「日米安保同盟への提言」によれば、米軍指揮下に自衛隊を実戦部隊として組み込むことを目指されています。アメリカは軍事的にも彼らの世界軍事戦略の補完として、自衛隊の役割を日米防衛ガイドラインに位置づけ、実戦体制へと再編しようとしています。

アメリカの狙いは、日本を経済的軍事的に掌握した力を土台に、21世紀に最大のアメリカの敵となる中国に対し、「対等の政治的パートナー」として振る舞いながら、日本と

中国を利用してアジア支配を不動のものとする事です。
日本が現在進んでいる道は、アメリカとの共同覇権者として、アジア諸国、世界の国々と敵対する道です。
「日本はアメリカ無しに生き残れない」と、アメリカの目したの同盟者として自らの権益を実現する日本の支配層の主流の選択が、現在の不況を増大させています。しかし、アメリカは決して日本の為に犠牲にする何ものも持ち合わせて居ません。アメリカとの同盟を基軸とするかぎり、その道はアメリカの景気を支える日本の不況という構造は変わらず、不可避にくるだろうアメリカの経済危機と運命を共にし、アメリカの国益に沿って展開する戦争挑発と戦争を担う軍事的役割まで負う道です。しかし、現支配層が繰り返してきた密室政治は日本を極限的に悪化させ、国の進路に於いても、社会的価値に於いても、システムに於いても、転換無しには最早進めないところに有りながら、再び、アメリカを後ろ盾とする日本の進路に幻想を抱いています。
現在、グローバルな新世界秩序が混沌とした中から生まれようとしている21世紀に進む転換期、アメリカの目したの同盟者として日本をアメリカの支配の下におくのか？それとも独自の日本の進路として、アジアとの共存可能な日本の変革か、の岐路に立っています。
日本の進むべき進路は明白です。
誰かが言った「普通の国」になるよりも、私たちは「「普通の国」よりも良い国」を規定している憲法の平和条項を忠実に実行する日本の進路を求めます。
軍事侵略覇権国家であった歴史的過去ときっぱり訣別し、日米安保条約を善隣平和条約に取って換え、基地を閉じ、どの国とも公正な平和友好、経済技術、環境協力関係を結び、アジアの国々の一翼として環境立国として他の国々に奉仕する21世紀の新しい価値を体現する日本の進路です。
それがアメリカの戦争挑発を防止し、アメリカの覇権を規制する力となり、国際平和を主導する役割を果たします。

8、
20世紀は、戦争と革命の世紀として人間の歴史を刻みました。
日露戦争で始まった帝国主義間戦争は、その後、第一次世界大戦・第二次世界大戦と帝国主義諸国列強間の戦争を導き、1917年のロシア革命に始まる社会主義革命・民族解放闘争は、社会主義諸国体制と民族解放・民族国家の独立を導き、帝国主義勢力を規制してきました。「国家は独立を求め、民族は解放を求め、人民は革命を求める」という時代としてありました。
21世紀は、金融資本を始めとするグローバル資本の自由を第一とする新世界秩序が形成されようとしています。その流れに抗し、グローバル支配に対決し、国家は公正を、民族は平等を、人民は民主主義を求め、人間らしい暮らしと社会の新しい国際秩序を求める力がわき上がっています。圧倒的に見えるグローバリズム勢力は経済不安定をその基礎にしている以上、決して強固なもの

ではありません。既に、多くの国と地域、NGOや社会団体、革命勢力も又、アメリカを中心としたグローバル支配の拝金主義に対し、人間主義を求め、社会文化的矛盾を正そうと、序々に公正と民主化を求めて立ち上がっています。国家関係に於ける公正化を目指し、民族レベルに於ける平等を求め、そして人民レベルの民主主義の徹底の戦いを求めています。それらの流れを一つに結び合っていく21世紀の新たな国際秩序を創り上げる戦いを、日本の民主主義の徹底の戦いを通して出会って行こうではありませんか。

私たちの求める民主主義は、人民の政治的社会的参加の拡大であり、参加の拡大の中から自治と自決を育て、共に今を変え、相互支援しあう、参加民主主義です。

20世紀の中で育まれてきた、人民の参加によって戦い取られた民主主義の意志を継承し、国家関係の民主化、企業の民主化、社会の民主化をより大胆に押し進めていこうではありませんか。環境や社会の様々な暮らしの中から生まれる人民の知恵と力の統一を武器に、共通の運命に有る各国人民の戦いと連帯しならが進もうではありませんか。

21世紀を、拝金主義のアメリカ型グローバリズムから人間主義に基づく、暮らしや環境に調和した共生社会へと結実させる為、人民参加の民主主義の徹底として実現して行こうではありませんか。

既に無数のそうした戦いが日本の中で息長く続けられている事を知っています。こうした力が新しい21世紀の道を切り開くでしょう。

日本の人民、友人、同志のみなさん。

私たちは、局面の困難さは有りながら、より広く、より近く人民の闘いと結び合い、別個に進む共通の戦いを通して日本と世界の人々と出会い続けます。沖縄を始めとする無数の様々な戦いは、私たちに希望をいつも与えてくれています。過去の戦いの否定面から、国内の人々と出会う回路を持ち得ない私たちは、分断された現状を克服し役割を果たすでしょう。世界の多くの経験の一部でしかない私たちの経験と蓄積を活かしながら、あらゆる形態の役割を実現する事を目指します。

懐かしい友人たち。もう一度共に闘う時代を築こうと思います。かつて闘った価値が実現されなかった結果として、人々の努力にも関わらず、子供達がかつての私たちの世代となっても、日本は腐敗した状況から好転していません。

かつての様に、思いこみと"図に乗りすぎた"一直線の自己解放では無く、社会の持ち場から多様な人間らしい生き方を求める一歩の戦いを通して再会を果たしたいと思います。

親愛な獄中の同志達。困難と試練の中で、同志と人民の勝利を描きながら楽天的に任務遂行している同志達、闘う人々の来るべき時代を自己変革を通して再結集して闘い抜く為に、再会まで共に。

1998年の5月30日、私たちは、リッダ闘争の歴史的遺産を、新しい時代の新しい戦いの出発点としてヒューマニズムと民主主義の徹底を高く掲げて進む事を宣言します。

JRA

(「人民新聞」979号より転載)

丸岡裁判の今、そしてとらえ返し

98. 6. 23　丸岡修

1. 上告審の現状

昨年4月22日、MRTAによる在ペルー日本大使館公邸占拠闘争が敗北した日、私の控訴審もまた予想通り敗北しました。そして1年、弁護人の上告趣意書が今年4月10日に提出されました。

はっきり言って逆転無罪の可能性はなく、展望は全くありません。もちろん諦めているのではなく、日本の裁判制度では余程の新証拠を示さない限り、上訴審（第二審、第三審）は原判決の見直しをしない客観的状況があるからです。特に上告審は「憲法違反と判例違反」と上告理由が制限されており、判事が直接審理せず、調査官による書面審査だけで「上告理由にあてはまらない」とされ、口頭弁論も開かれず、判決ですらない「上告棄却決定」という紙切れ一枚で刑務所に送り込まれます。私は希望的観測や主観的決意を述べません。

私の裁判の場合、調査官が今までの判事共と同じように「日本赤軍治安事件」とみなす限り、予断と偏見による審査しか行なわないので、7月中には「棄却相当」の意見をまとめて第三小法廷の判事共に上申することが極めて濃厚です。そうなると判事はそれを前提として決定するだけなので、秋には不当「決定」が出されることになります。泉水同志の時には上告から棄却決定までに、2年半かかっていますが、「調査官が途中で代ったのだろう」とか「他に重大事件を抱えていたのだろう」と言われています（泉水弁護人言）。「1年半でばっさり」というのが相場です。

「三審制」というのは嘘ですね。

2. 「丸岡裁判」のとらえ返し

裁判の性格は、国家権力による日本赤軍に対する報復裁判であり、まず有罪ありき、重罪ありき。一審・二審の判決は、証拠らしい「証拠」が写真を通してだけの目撃証言しかなく、しかも無罪を立証する目撃証言は排除するという極めて恣意的で悪質なものです。

更に問題なのは、勝手によろけての「公務執行妨害」デッチアゲの違法逮捕であることを裁判所は知りながら（マスコミの司法記者達は「転び公妨」と通称するほど新左翼弾圧の手法と知られている）、それをゴマかして「合法」としている点です。これを警察権力に許せば「令状なき逮捕」がいつ誰に対してでも為されることになるのに、です。「公共の秩序の為には違法捜査、違法逮捕も構わない」というのが、治安判事共の発想なのです。

このような反動的な裁判であるにも関わらず、私たちは広く人々にアピールして、人々の支援を受けられるような運動にし得ず、丸岡個人の裁判にしかし得ませんでした。

私自身の反省としては、裁判は素人だとして弁護団任せにしていまい、第一審での反証を十分にやってこなかったことです。二審以降は新証拠を出さない限り相手にはされないのだから、一審で徹底しておくべきでし

た。「新証拠がなくても一審判決は見直せる」と思い込むほど無知でした（日本赤軍自体も）。本人にかけられた「事件」なのだから、本人自身が検察側立証を完全に叩き潰す努力をすべきでした。第三者の弁護団では見落としてしまうことは多々あるのに、私は弁護団の反証方針策定に全く関与しませんでした（一審では出来たはずの鑑定などが二審では却下された）。当初、弁護団が「ハイジャックで有罪にするのは困難だろう」と言っていたことがあって、私は完全に油断していました。日本の裁判事情に余りにも無知でした。

国際情勢の変化も災いしました。控訴審で引っくり返せるに充分な、少なくとも控訴棄却をするには高裁判事共が躊躇するような新証拠二点を提出することができたのですが、日本赤軍と連絡がとれずにそれを揃え損ねました。弁護団は、日本赤軍の協力を得られず、残念がっていました。そうこうしているうちに95年、浴田拘束などが起こり、日本赤軍の同志たちは「丸岡裁判」どころではなくなってしまいました。レバノン問題まで起こっては、「新証拠」も散逸していまい、もはや不可能でしょう。また、私も同志たちに負担を強いたくありません。私の無罪立証に力を割くより、組織自体の防衛と日本の革命活動の方に専念してもらいたい。

3. 冤罪発生の根拠

丸岡裁判で明らかになったことは、「疑わしきは罰せず」の司法ではないということです。本来、裁判では検察が有罪の積極的証拠を立証出来なければ無罪にされるべきなのに、日本の裁判所は被告側に無罪の積極的証拠の立証を求めています。つまり、無罪判決を得るためには、「真犯人の登場」かアリバイを提出するしか方法が全くありません。それを出さなければ、検察の「犯人の可能性がある」という程度の貧相な「状況証拠」を採用して有罪にしてしまうのは、「自由心証主義」の悪用であり、裁判所の怠慢です。それでは、裁判所は検察の延長でしかなく、裁判とは到底言えません。日本では検察起訴に対して99．7%という異常な高さ（80年代）は日本の検察の優秀さを示さず、裁判所の無能さを示しています。冤罪がなくならないはずです。

丸岡修の一言メッセージ　98．6．23

参院選、比例区は社民党への投票も考えてください。なぜなら、大型ガサ国賠訴訟（丸岡・泉水を口実にされた全国300か所の不当ガサ）の代理人として活躍だけでなく、女性の権利拡大のために奮闘されている福島瑞穂弁護士が、社民党から全国比例区に出馬されているからです。

参院選では共産党などに投票を！

（コスゲ収容所から）

’98．6．23 丸岡修

70年代の安保の時の6．23を思い出します。大阪では総評（20歳以下の若者に説明をすると日本労働組合総評議会。89年に解散し『連合』へ）、市民運動（ベ平連など）、新左翼諸党派が合同参加の集会・デモがあり、確か70万人（30万人だったかな）。

受験する気もないのに浪人ベ平連をやっていた私は、ベ平連のデモ指揮を任され（早い話が若い者集団が一番前）、機動隊が警備不能になったのをレポ（偵察者）に確かめて、大通り御堂筋でのフランスデモを「指揮」ったのが懐かしい。当時の左翼（社共を含め）がもっとしっかりしていれば、70年代に革新政権は出来ていました。

89年の参院選では自民党が倒れるところまで行ったものの、社会党は野党をまとめきれず、衆議院解散・総選挙に自民党を追い込めず、90年の自民党持ち直しを許してしまいました。後に崩れはするものの自民党自身の分裂に過ぎません。そして現在。

朝日新聞の参院選公示直前世論調査によれば、自民党への投票表明者は20%で89年水準とあります。だか今回は社民党に批判票を受け止める能力はなく、ただ投票率が落ちて結果として自民党の得票率は落ちない可能性が大。ようやく与党を離脱した土井社民党より革新派に投票を。新社会党には悪いが死票を少なく、反自民の勢力を増やすには、

選挙区は共産党に、比例区は共産党や社民党、あるいは新社会党に投票を！

変革は一人一人の小さな一歩から。

再見！

☆☆*目次だっちゅーの！！*☆☆

1 表紙
2 仲間達へ
3 浴田さん
4 西山さん裁判傍聴記 M
5
6
7 レバノンで上訴棄却！ M
8 AIへの要望書 吉村さん
9 社会人一年生 吉村さん
10 死刑が執行された！ M／HA
11 東京拘置所への申し入れ HA
12 日本赤軍5・30声明 JRA
13
14
15
16
17
18
19
20 丸岡裁判の今、そしてとらえ返し
21 丸岡さん
22 参院選では共産党などに投票を！ 丸岡さん
23 浴田さんの今後の裁判日程 YW
24 会計報告
オリオンの会からのお礼

★浴田さんの公判日程と「SAI★KAI作戦」の紹介

浴田由紀子さんを救援する会「ゆきQ」機関紙
『ゆうき凛々』№32号の1面より記事を転載 ⇩

ゆきQ『ゆうき凛々』誌上より

今秋季SAI★KAI決戦に向けて署名に引き続き協力を！カンパに引き続き協力を！

●SAIKAI実現署名は5月末現在で「がんばれ！裁判所分」が154名分／「憲法を守ろう！東京拘置所」が152名分集まっています。署名とともに寄せられた多数の激励の声もありがとうございます。●公判のスケジュールからみると証人申請等が具体的に日程に上ってくるのは秋以降になります。今のところはあくまで「仮定」の問題なので裁判所も東拘もこの件について公的には応えないようすであり、報道関係も扱いにくいようです。それで署名の提出をはじめとする様々なSAIKAI作戦も秋以降のある時期に集中して取り組むことになります。引き続き注目・支援・協力をお願いします。

公判日程

●7月9日（木）●7月23日（木）
●9月11日（金）●9月29日（火）
（6月の公判は2回とも中止になりました）
いずれも午後1時半より531法廷にて
※傍聴券は不要です。

◎大道寺さん、益永さんの証人尋問は11月をめやすに行われる予定!?ですが、東京拘置所がこれにキョヒしたとき、裁判所が東拘に召喚を命令することができます。上手くいけば〝公開法廷☆〟東拘がさらにキョヒしたときは、こんどは裁判所が勾引状を発効して公務執行する。これで公開法廷☆

◎いずれも裁判所がその本分を自覚して毅然たる姿をもって憲法にそって原則を曲げなければ実現します。公開法廷☆

「オリオンの会」からのお礼と中間報告

多くの方々から「オリオンの会」に多大のご協力を頂きありがとうございます。T君は本年4月より公立工業高校建設科に通学しています。生活環境が大きく変化し、その間人には言えない辛い事を経験してきましたが、現在は元気に通学しています。高校進学を機に皆様からの浄財をT君に渡しました。高校卒業までは「オリオンの会」にカンパをしたいとの申し出を受けておりますので、それまで「オリオンの会」の口座は維持することとしました。

９８年3月現在　６４７、３４０円でこの内６００、０００円を手渡しいたしました。

なお、「オリオンの会」を通さずに個別カンパも頂いていることを、併せて報告し、お礼申し上げます。

カンパのご協力有難うございます！

大阪府　Sさん
喜多方市　Sさん
神奈川　Hさん
習志野市　Hさん
ホームページ入り口まで見ました開設を楽しみにしています。
伊東市　Uさん
千代田区　Sさん
大阪市　Iさん
新宿区　Sさん
神奈川　Hさん
前橋市　Mさん
青春をひきずっているつもりでがんばろーと思います。
三軒茶屋　Aさん
Kさん！

会計報告

（98年6月23日現在 5/24~6/23迄）

収入	
カンパ	￥５１９．０００
購読料	￥　１８．０００
会費	￥　１０．０００
計	￥５４７．０００
支出	
切手代	￥　２３．５００
コピー料	￥　１．１００
通信費	￥　８．７３０
レバノン・差入れ	￥　７．９８８
計	￥　４１．３１８
繰越金	￥１９９．１２７
収入	￥５４７．０００
支出	￥　４１．３１８
繰越借入金	￥　１．９４０．０００
計	￥－１．２３５．１９１

皆さんいかがお過ごしですか？　最近大口カンパもいただいて、あぁ神も仏もあるものだ．．と安堵するのもつかのま６月３日レバノンに拘束されている赤軍メンバー５名の判決が確定。とてもうれしくない結果でした。引渡しにＧｏサインが出たようなものです。西川さんの初公判も始まり、会の財政は改めて窮地に立たされています。夏までに目標額３００万円！！大きな目標です。

あと　￥２．２９５．１９１　数字は大きいですが確実に減ってはいます。

引き続きご協力をお願いします！